

島本町教育委員会 会議録（令和元年第11回 定例会）

日 時	令和元年10月21日（月） 午前9時30分 ～ 午前10時00分
場 所	島本町役場 3階 委員会室
出 席 者	持田教育長、高岡教育委員、西山教育委員、森田教育委員 岡本部長、安藤次長兼教育総務課長、川畑次長 （教育総務課）島本主査 （教育推進課）川口課長 （生涯学習課）奥野課長
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	藤田教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第15号報告 令和元年度しまもと教育週間について 第16号報告 島本町立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインの策定について
議 決 事 項	
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長 本日、藤田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は4名です。

定足数を満たしておりますので、令和元年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

教育長 お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、森田教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は、森田教育委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

第15号報告「令和元年度しまもと教育週間について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長 それでは第15号報告「令和元年度しまもと教育週間について」ご説明いたします。

例年11月1日から7日をしまもと教育週間として、教育に関する住民の関心と理解を深め、学校教育、生涯学習、文化及び生涯スポーツの振興・発展を図ることを目的としております。教育委員会としましては、しまもと教育週間の期間を中心に、教育委員会事務局及び学校幼稚園において、教育に関する積極的な取組を実施するものです。内容につきましては、各課よりご説明いたします。

生涯学習課長 しまもと教育週間の期間に、教育委員会としては、歴史文化資料館の企画展と、文化祭が生涯学習課の所管で行われるものでございます。

企画展について、「鈴谷瓦窯跡と東大寺」というタイトルで、企画展を10月2日から12月3日まで開催いたしております。島本町教育委員会と帝塚山大学附属博物館が、今回共催して行う企画展となっております。共催に至った経緯といたしましては、本町の学芸員が、大学院の頃に帝塚山大学の教授と親交があったということで、企画展を開催したというものでございます。

また、文化祭でございます。文化祭は例年通り、島本町文化祭事業実行委員会という、住民の方々により組織された実行委員会が開催しているものでございます。今回は、ふれあいセンターで保育整備の関

係がありますことから、ふれあいセンターの一定の部屋が使えないということがございますので、町立体育館も使用することになっております。また、開催日も、11月3日の1日となっております。パンフレットですが、今週には成果品が完成いたしまして、各戸に配付する予定となっております。

教育推進課長

続きまして、学校・園での公開授業についての取組でございます。第一小学校から幼稚園まで、主に、今週末の金曜日と土曜日を小学校、中学校は10月28日と29日が第二中学校、10月31日と11月1日を第一中学校、第一幼稚園を10月31日と11月1日で予定をしております。なお、周知方法につきましては、11月の広報や、学校・園だより等にて周知をしております。

以上、簡単ではございますが「令和元年度しまもと教育週間について」の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員

歴史文化資料館の体験講座について、直接申込み有りとのことですが、こちらは当日の申込みもあるのでしょうか。私も以前、当日参加をさせていただいたことがありましたので、次回から可能であれば、当日申込み有りなら有りを書いていただければ有難いと思います。

生涯学習課長

もう少し分かりやすいようにさせていただきます。

教育委員

当日は参加可能なのでしょうか。

生涯学習課長

空きがあれば当日も参加可能でございます。

教育長

他にございませんか。

教育委員

しまもと教育週間ですが、何年か前から、保育も教育委員会の管轄になりましたが、教育週間ということですので、教育機関だけの取組でこれからも行われるのでしょうか。管轄が保育も一緒であれば、保育も取組されて催しものなされれば、一体感があるのかな、と思います。

子育て支援次長

平成26年度に幼保一元の考え方から、保育も教育委員会に統合されまして、当初は、教育週間で小中学校、幼稚園と同様に、保育でも実施できないか考えておりましたが、保育においては過密、待機という問題がありまして、現場の中で、一般の方に入っていただくと対応がなかなか難しいというところで、教育週間に取り込むのは断念した

経緯がございます。5年間経っておりまして、そういう状況が改善されたかという、やはり加速化方針というのがありまして、また、11月にはふれあいセンターに移動しなければならないといった状況がございますので、来年度以降、教育推進課と調整いたしまして、可能なかどうなのか検討してまいります。教育なので保育は入れていないという考えではなく、現場での状況等を考えまして、こういった結果となっているということで、ご理解いただきたいと思います。

教育長 他にございませんか。

教育委員 体験講座について、ボランティアの方なのか、職員の方なのか、対応はどなたがされるのか教えてください。また、文化祭について、会場が変更になるということで、来場者への案内が必要になると思いますが、どのような対応を考えておられますか。

生涯学習課長 体験講座の講師は、基本的には教育委員会の職員が対応しています。文化祭の会場変更については、実行委員の方からご自身が所属される各団体に周知されているところがございます。また、広報誌やホームページへの掲載や、パンフレットの全戸配布をいたしますので、そのあたりで周知されると考えております。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

第16号報告「島本町立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインの策定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長 それでは第16号報告「島本町立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインの策定について」ご説明いたします。資料1枚目をご覧ください。本ガイドライン策定にあたりましては、平成30年6月18日月曜日、朝の登校時間帯に発生した、大阪府北部地震や相次ぐ非常変災、さらには登下校中の児童・生徒が犯罪被害に遭う事案が全国で発生していることなどに対応すべく、児童・生徒の安全を確認・確保する観点から、登下校に限り、児童・生徒が携帯電話等を所持することができるよう、昨年度12月頃から検討を開始し、昨年度3月末に大阪府教育庁のガイドラインを策定したことを受け、

これまでの原則学校への持ち込み禁止の方針を一部解除することとし、それに伴って、本町においても携帯電話等の取扱いに関するガイドラインを策定いたしました。

これまで4月から9月中旬までの間、教育委員会協議会での情報提供や各学校において校内での会議に図り、児童会や生徒会、学校協議会やPTA運営委員会、保護者や地域への周知や可能な範囲での講習会の実施を行い、運用に向けての一定のコンセンサスを得たことから、10月1日にガイドラインの策定を行いました。

各学校ではガイドラインの策定を受け、運用方針を徹底し、10月初旬に保護者へのおたよりを配布し、資料2枚目の同意確認書の提出をするご家庭に対し、現在提出の際の面談を進めているところです。

実際の運用開始としましては、すでに面談を終えたご家庭もありますが、各小中学校とも統一の11月1日から持ち込みを開始することとしています。

内容につきましては大きく3点、登下校中の安全安心について、保護者の責任について、学校での役割及び使用について、を留意することとし、詳細につきましては記載の通りとなっております。

学校教育においては、持ち込みの如何に関わらず、すべての子どもに対し情報教育、情報モラルの観点から、引き続き携帯電話等を使用する際の重要性と危険性を考える指導や、より良い人間関係構築力の向上を目指した取組を行ってまいります。以上簡単ではございますが「島本町立小中学校における携帯電話等の取扱いに関するガイドラインの策定について」の説明を終わらせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。

教育委員

携帯電話を学校では触らないようにと言っても、子どもには難しいところもでてくるのかなと思います。情報教育の時間を持つということですが、具体的にはどのような授業の中でどのようなこと行われるのでしょうか。また、児童生徒の氏名のところは本人自身にサインを求めるところでしょうか。

教育推進課長

情報教育については、各学校において情報教育年間指導計画というものがございますので、そのなかで発達段階に応じて、スマートフォンやインターネットの使い方や、SNSの発信の仕方といったものを

順次学んでいきます。さらに、保護者と児童生徒に対して、他業種や企業の方を講師に招いて、スマホ携帯安全講習といったものを各学校で年間1回は実施しております。

もう一点の、確認書の児童氏名生徒の氏名欄については、子ども自身のサインを求めるものではございませんが、面談の際には、必ず子どもと保護者が話し合ったうえで提出していることを確認することとなっています。持参にあたっては、学校の中で触らない、使わない、あるいは小学校に関してはテスト期間中、校外学習には持ってこない、そういった細かいルールがありますけれども、いずれにせよ携帯電話に対する取扱いが教職員の負担にならないように、保護者がしっかり理解したうえで持参をさせるということが前提であると思っております。

教育委員

この取組を懸念いたしておりまして、子ども達が授業に持ち込まないのか、というのがありますし、小学校であれば、携帯電話の破損をきっかけにした揉め事や、中学校であれば、社会問題にもなっていますがSNSへのいやがらせの写真投稿など、そういった問題への対処も教職員の方々が行うとなると負担が余計にかかってくると思います。担任だけではなく、こういった問題が起こった場合に、対応を一気に引き受けていただく先生を数名考えていただいて、何か起こった際には事件報告が遅れたり問題が大きくなったりすることがないようにいただくのが良いと思いますがいかがでしょうか。

教育推進課長

何か起こった際のとりまとめの教員につきましては、小学校では生活指導担当者、中学校では学年生徒指導担当者、全体生徒指導担当者がそれぞれおりまして、このガイドラインを職員へ周知しているのがその担当でございます。本来は登下校の安全のためのものですので、基本的には取り出さないことが前提ですが、持参にあたっては確認書の内容についてしっかりと保護者と面談をさせていただくとともに、学校以外の時間で活用する子ども達が非常に多いですのでそのあたりも保護者の目に届く指導をお願いしたいと思っております。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものいたします。

教育長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。